

# 「下請負契約における県内企業の活用」を評価の対象とする 総合評価方式の件数拡大について

## 1 これまでの取り組み

- 県内企業の健全な育成を図るため、下請負契約においても県内企業が優先的に選定されるように、「下請契約における県内企業の活用」を評価の対象とした総合評価方式の試行工事を実施している。
- これまでの試行件数 H29：13件、H30：17件、R1：16件、R2：16件

## 2 件数拡大について

- 発注工種「一般土木工事」全てに適用 ※適用期日：令和3年8月1日以降の入札公告から適用

## 3 現行の制度について（件数拡大後も制度は現行のまま）

### 入札時の評価

評価項目	評価型式	高度技術 提案型	標準型	簡易型		評価項目	評価基準	配点	備考
				A	B				
企業の地域性・社会性(40→45) (所在地(25)・災害協定(5)・除雪契約(10) ・県内企業の活用(0→5))		○	●	●	●	県内企業の 活用	【元請が県内企業の場合】 全て自社施工 又は 下請企業が全て県内企業 【元請が県外企業の場合】 下請企業が全て県内企業	5点	下請金額、回数によらず、下請負契約した全ての企業を対象とする。
評価点数		120～420点 125～425点	240点 245点	170点 175点	100点 105点		上記以外	0点	

### 履行確認の方法

工務担当班長が施工体制台帳を確認する。不履行が認められた場合は、工事成績評定点を3点減点